

上里町と地域の安全と発展に ご尽力いただく方々をご紹介します！

令和8年度の区長・交通指導員・消防団役員が決まりましたので紹介します（敬称略）

区長 ～行政と住民のパイプ役～

令和8年度の区長が各行政区からの推薦により決まりました。区長の皆さまには、行政と住民とのパイプ役として、住みよいまちづくりのため、地域コミュニティ活動を推進していただきます。

行政区		氏名	行政区		氏名	行政区		氏名
1	黨	磯野 淳	14	長 浜 町	芝崎 匡樹	20	三 軒	宮林 和彦
		石倉 克巳			今村 忠博			田中 尚幸
2	金 下	中村 孝布	阿 保 町	廣田 真大	飯島 茂	21	久 保 新 田	大野 優治
		石井 輝夫						橋本 善夫
3	金 下 東	金井 義弘	立 野	谷木 章二	武政 富寿	22	四 ツ 谷	沢寄 邦彦
		飯塚 好一						飯作 友裕
4	西 金	小暮 郁夫	立 野 南	小林 彰	濱尾 健三	23	西 原 町 西	宮川 崇史
		岩田 雄一						須永 英一
5	勝 一	塚越 正隆	久 城	高仁 和雄	佐京 靖介	24	西 原 町 東	武藤 三雄
		丸山 修						高仁 和雄
6	原 二	新井 英男	本 郷 一	高仁 和雄	坂本 雄一	25	一 丁 目	猪野 英之
		飯塚 邦男						茂木 正治
7	真 下	入澤 二郎	本 郷 二	島先 隆司	鈴木 実	26	二 丁 目	山下 利昭
		横田 博史						茂木 正治
8	堀 込	相原 幸雄	本 郷 三	島先 隆司	鈴木 実	27	三 丁 目	小暮 博男
		藤尾 茂						須田 佳寛
9	屋 敷	伊井 雅雄	京 塚	山家 芳夫	尾熊 雅彦	28	四 丁 目	阿部 祐司
		須田 佳寛						山家 芳夫
10	中・南五明	相川 亨一	古 新 田	尾熊 雅彦	森田 裕昌	29	五 丁 目	内山 良雄
		安藤 茂						佐々木昌子
11	東 大 南	石原 栄一	18	古 新 田	近藤 芳雄	30	八 町 河 原	須田 正
		塩原 修二						青柳 悟
12	東 大 北	塩原 修二	19	三 田	清水 正	31	忍 保	今井 親雄
		坂本 正喜						庄 昌宏
13	西 大 御 堂	坂本 正喜	三 田	小林 寛昭	清水 正	31	忍 保	今井 親雄
		赤尾 浩						小林 寛昭
14	並 木 ・ 沖	赤尾 浩	三 田	清水 正	鬼崎 篤久	31	忍 保	今井 親雄
		多田 節夫						田中 彩
15	寺 西 ・ 新 堀	多田 節夫	三 田	掛川 克己	田中 彩	31	忍 保	今井 親雄
		植原 伸二						掛川 克己
16	岡 ・ 東 堤	植原 伸二	三 田	掛川 克己	田中 彩	31	忍 保	今井 親雄
		茂木 茂						掛川 克己
17	田中・石倉・丹蔵	茂木 茂	三 田	掛川 克己	田中 彩	31	忍 保	今井 親雄
		石井 信浩						掛川 克己
18	堀 之 内	石井 信浩	三 田	掛川 克己	田中 彩	31	忍 保	今井 親雄
		石井 信浩						掛川 克己

消防団～町を火災・災害から守る～

前第二分団長 坂本和義氏と前第四分団長 福田保夫氏が退団され、4月1日付けで、後任に青木毅志氏と福田優作氏が任命されました。

消防団本部役員

団長	高橋 光晴
副団長	松本 宏一
第一分団長	伊藤 一徳
第二分団長	青木 毅志
第三分団長	金井 洋之
第四分団長	福田 優作

消防団は水防団も兼ねており、水害等に備えてロープワークや積み土のう等の訓練も行っていきます。



神川町消防団と合同で「積み土のう」を実施している様子(神流川水害予防組合水防技術講習会)

▶特別点検の様子



特別点検は消防設備等の整備に万全を期し、火災等の災害に備えるために行われています。

交通指導員～町の安全を守る～

4月1日付けで、町の交通指導員として小林常雄氏、外谷順一郎氏、塩旗園香氏、飯島マリ子氏が新たに委嘱され、金杉記明氏が再任されました。

また、並木康尋氏、川浦利幸氏、金杉正美氏が交通指導員を退任されました。児童・生徒への立哨指導をはじめとする交通安全活動にご尽力いただき、ありがとうございました。

本年度は10名の交通指導員に、立哨指導や街頭指導等へご協力いただきます。

交通指導員

石井 治幸	金杉 記明	木村 達夫
藤井 長平	田村 四男	藤本 展浩
小林 常雄		外谷順一郎
塩旗 園香		飯島マリ子



▲小林常雄氏



▲外谷順一郎氏



▲塩旗園香氏



▲飯島マリ子氏

町長コラム

山下博一



92

商品券でくらしを豊かに、
町のお店を元気に！

「かみさとくらし応援商品券」はお使いになりましたか？このところ、中東やウクライナでの紛争などを背景として世界情勢が不安定になり、国内では原材料や人件費の高騰により物価高が進んでいます。

町では物価高に負けないよう家庭のくらしや地域のお店を応援するため、本年3月に発行・配布したのがこの商品券です。今だからこそ、顔の見える関係を大切に、互いに支え合える「強い地域」をつくっていきたく強く願っています。

商品券事業は、上里町商工会と共同で行っており、ショッピングや飲食、コンビニ、理美容、クリーニングなどさまざまな用途でお使いいただけます。町民一人当たり額面で4千円分が配布されていますが、商品券の取扱店すべてで使用可能な全店共通券と、使用店舗が限られる店舗限定券の2種類がセットになっていますのでご注意ください。また、使用期限は本年6月30日(火)までとなっています。

商品券を使って地元で買い物をする事で、地域内での経済効果が高まり、結果的に上里町の活性化につながっていきます。また、普段から目にすることもの通り過ぎていたお店に、商

品券を片手に立ち寄ることで新たな発見や出会いが生まれるかもしれません。くらし応援商品券が、街角の魅力発見にもつながると嬉しいですね。

なお、商品券の取扱店の一覧は、広報4月号と一緒に配布したチラシに掲載されています。その他、依然として燃料や食料品等の物価上昇が続いていることから、商品券の利便性向上と地域経済支援を目的として、取扱店の追加募集も行っています。最新の取扱店の情報は左記2次元コードからご確認ください。

今後とも、町では町商工会と手を携えて、町民の皆さまのくらしに寄り添い地域経済活性化へ向けた支援に努めてまいります。ご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。



▲町HP



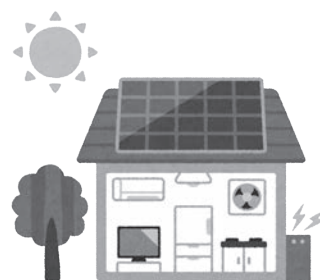
▲商工会HP

＼ゼロカーボンシティの実現に向けた補助金／ 『上里町エネルギー創出・循環補助金』

町では、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組の一環として、ご家庭での太陽光を利用した省エネや再生可能エネルギーの導入促進を広げていくため、太陽光発電システム・蓄電池・V2H（電気自動車充電設備）の設置をする方に対し補助金を交付しています。ぜひ、ご活用ください。

◆補助対象機器と補助金額

- | | |
|------------------|---------|
| ・ 住宅用太陽光発電システム | 50,000円 |
| ・ 住宅用蓄電池システム | 50,000円 |
| ・ V2H（電気自動車充電設備） | 50,000円 |



◆補助対象者（次の要件をすべて満たす方が対象です）

- ① 町内に住所を有していること
- ② 自ら居住する住宅の屋根または敷地内に補助対象機器を設置すること
- ③ 町税等の滞納がないこと



◀町ホームページ

※補助対象機器の要件など、詳細はホームページをご確認ください。

※令和6年4月1日以降に導入（保証開始または登録）した設備が対象です。

※同一の対象機器などに対する補助申請は、同一の申請者につき1回まで。異なるものをそれぞれ申請することは可能です。

※補助金の申請は、直接窓口にて受付します。なお、申請は先着順とし、予算がなくなり次第終了しますので、ご希望の方は早めに申請をお願いします。

問合せ…くらし安全課生活環境係 【☎35-1226】

『かみさとeco事業所』の登録事業所を募集！

～省エネに取り組む事業所の皆さまを応援します～



町では、ゼロカーボンシティに向けた取組のひとつとして、『かみさとeco事業所』の登録事業所を募集します。さまざまな形で地球温暖化対策に協力してくれている事業所等を『かみさとeco事業所』として登録させていただき、町のホームページなどで事業所等の取組を広報していきます（登録していただいた事業所には、登録証および登録ステッカーをお渡しします）。

登録方法など詳しいことは町ホームページをご確認ください。



◀町ホームページ

問合せ…くらし安全課生活環境係 【☎35-1226】



▲ステッカー

5月30日(土) 小型家電・製品プラスチック回収のお知らせ

◆日時… 5月30日(土) 午前9時～11時30分 (荒天中止)

◆場所… 上里町役場西側職員駐車場 ◆費用… 無料 ◆回収方法… 利用者持ち込み

上里町役場西側職員駐車場で、家庭で使われていた小型家電と製品プラスチックを回収します。

資源ごみを適切にリサイクルすることで、金属・レアメタルなどの有用金属が再資源化されるほか、廃棄物の削減にもつながります。脱炭素に向けた取り組みの一歩となりますので、回収にご協力をお願いします。

【当日の流れ】

①入口から入場→②回収場所まで車を移動する→③製品プラスチックを車から降ろす→④小型家電を車から降ろす→⑤出口から退場

※場内は一方通行です。ご注意ください。

※午前9時までは入場できません。また、開始直後は大変混み合いますので、時間に余裕をもってお越しください。

【回収するもの】 ※家庭で使われていたもののみ、回収します。灯油・電池は外してお持ちください。

●小型家電

- ・調理家電 (炊飯器・食器乾燥機・電子レンジ等)
- ・生活家電 (掃除機・ゲーム機・電動ミシン・固定電話・携帯電話・ファックス・プリンター・扇風機・ストーブ等)
- ・オーディオ・ビジュアル機器 (ステレオ・ラジカセ・電子楽器等)

④乾電池や小型充電式電池 (リチウムイオン電池・ニカド電池・ニッケル水素電池) は、発火の恐れがありますので、必ず外してください。
小型家電の入っている箱 (ダンボール等) やビニール袋は、お持ち帰りいただきます。

●製品プラスチック

- ・衣装ケース、プランター、漬物容器、バケツ、おもちゃ (電池は外してください)、ハンガーなどの硬質プラスチック製品

【回収できないもの】

●小型家電

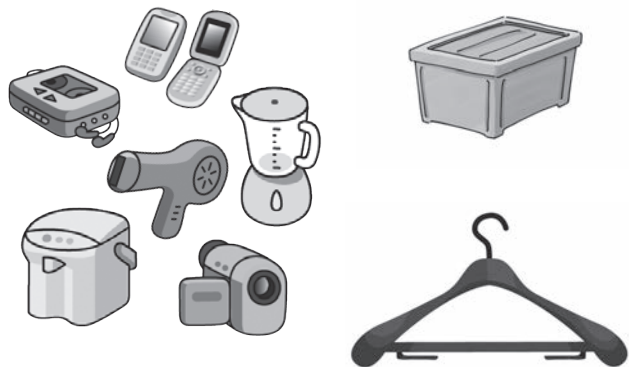
- ・家電リサイクル法対象機器 (テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機・衣類乾燥機)
- ・ブラウン管モニター
- ・電球、蛍光灯、電池 (排出する小型家電からは、外してください)
- ・布や木製部分が含まれるもの (例: こたつ、木製枠のオーディオ機器、電気カーペット等)
※ただし、分解してあれば機械部分のみ回収可
- ・内部にフロンガス等が含まれているもの (ウォーターサーバー等)
- ・パソコン ※リネットジャパンリサイクル(株)の無料宅配便回収をご利用ください。

●製品プラスチック

- ・ポリ塩化ビニル (PVC) 製品 ・薬品容器 ・衛生用品 (歯ブラシなど) ・汚れのあるものや中身が入った容器

◆問合せ… 暮らし安全課生活環境係 【☎35-1226】

◀「回収場所」周辺図▶



🔄 生ごみ処理機器購入費補助制度について 🔄

燃えるごみの約4割を「生ごみ」が占め、その「生ごみ」の約8割が水分と言われています。
町では、家庭から出る「生ごみ」の減量化・資源化のため、生ごみ処理機器を購入した方に補助金を交付しています。
キエーロなどのコンポスト容器をはじめ、EM容器・電気式生ごみ処理機・手動式生ごみ処理機も補助対象になります。ぜひ、ご利用ください。

対象者

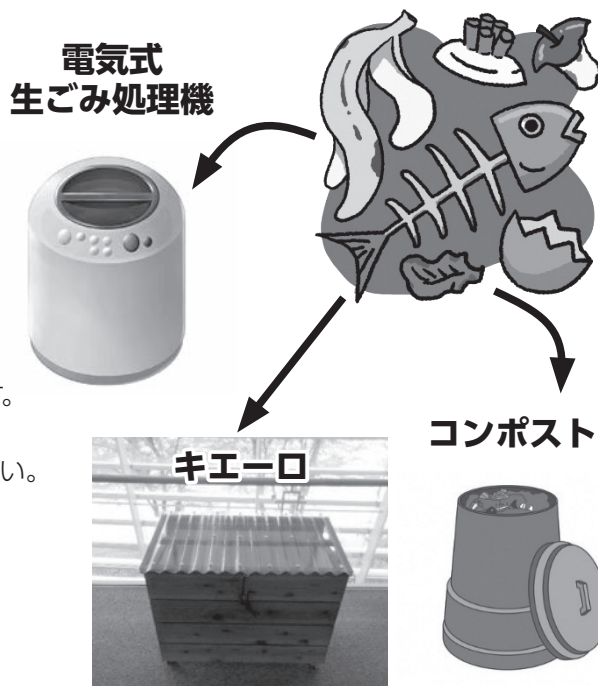
- ・町内に住所を有し、現に居住している方
- ・処理機器を良好な状態で維持管理できる方
- ・町税を滞納していない方

補助内容

- ・1世帯につき2個まで
 - ・処理機器本体1個の購入価格に2分の1を乗じた額。
(1個につき上限10,000円、1,000円未満切り捨て)
 - ※申請には、領収書・設置したことが分かる写真が必要です。
 - ※消費税は含みますが、送料、土等の購入費は含みません。
 - ※領収書が発行された日から30日以内に申請をしてください。
 - ※受付は先着順です。
- 予算限度に達した時点で受付を終了します。

申込方法

くらし安全課生活環境係にお問い合わせください。
問合せ…くらし安全課生活環境係【☎35-1226】



Jアラートによる全国一斉情報伝達試験について

日時…6月3日(水)、午前11時ごろ

Jアラートによる全国一斉情報伝達試験を行います。町内の防災行政無線から試験放送が流れますが、実際の災害とお間違えのないようご注意ください。

問合せ…くらし安全課防災安全係【☎35-1226】



令和8年3月のごみの量は…

家庭系ごみ(可燃・不燃・有害・粗大)

排出量 551.6 t
【ひとり1日あたり約588g】

埼玉県内のひとり1日あたりのごみの排出量は約490gです。(令和5年度)

～減らす・分別・再利用を心がけましょう～

前月と比べて
45gの増量です



問合せ…くらし安全課生活環境係【☎35-1226】

～ ごみ収集所をカラス被害から防ぐには ～

カラスは人間の5～8歳ほどの知能を持つと言われており、荒らしやすいごみ収集所の位置を覚えて、繰り返しエサをあさる習性があります。そのため、被害を解決するには、カラスの習性を理解した対策が必要になります。

- カラスは視覚でエサを認識します。特に生ごみは、外から見えないように袋に入れ、できるだけごみ袋の真ん中に入れるようにしましょう。
- 収集ボックス等はきちんと閉め、ネットをかぶせる場合は、ネット内にきちんと収めるなど、ごみ袋が出ないようにしましょう。
- 一人ひとりがごみの排出時間など、ごみ出しのルールを守りましょう。

家の今後を考えてみませんか

●空き家の管理は大変!

子どもの独立や、親の入院・施設入所等により、長期間にわたって居住者がいない住宅は空き家となります。

適切に管理されない空き家は、雑草の繁茂による隣家や道路への越境、瓦の落下、空き巣等の不法侵入、害獣被害等、周辺的生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあります。

さらに、近隣住民等に被害が生じた場合には、損害賠償請求に発展することもあります。

●今から準備できること

元気なうちに、家族で話し合っておきましょう。

- ・相続の考え方
- ・管理方法（いつ・誰が行うか）
- ・家財の整理・処分・リフォームや解体
- ・今後の活用（賃貸・売却など）



●空き家の解体費用を一部補助します!

まちなか / 上里町の
空き家解体に
30万円補助します

制度内容…まちなかの空き家の解体や利活用を進めるため、最大30万円（補助率2分の1）を補助します。

受付期間…11月30日(月)まで（先着順）

申請方法…申請前に補助対象となるか確認するため、下記問合せ先にご連絡をお願いします。

※予算限度に達した時点で受付を終了します。

対象の空き家

- ・上里町立地適正化計画に定める「居住誘導区域」にあるもの
- ・昭和56年5月31日以前に建築されたもの
- ・1年以上使われていない居住用建築物であること

対象者

- ・所有者およびその相続人
- ・町税の滞納がない方
- ・個人所有である（法人でない）こと

問合せ…まちづくり推進課施設管理係【☎71-6511】

～空き家をお持ちでお困りの方はご相談ください～

- ・総合相談窓口「akisol（アキソル）」
- ・埼玉りそな銀行「空き家まるごと解決システム」



町では、空き家対策の一環として、令和7年4月に空き家問題解決のための総合相談窓口「akisol（アキソル）」を運営する株式会社ジチタイアドと連携協定を締結しました。

また、令和8年3月に空き家問題解決のための総合サービス「空き家まるごと解決システム」を運営している株式会社埼玉りそな銀行と連携協定を締結しました。

空き家所有者からの相談窓口として、問題解決に向けてサポートを行います。

こんなお悩みを抱えている方はご相談ください!

- 相続登記が済んでいない
- 遠方に住んでいて管理が大変
- 売れない空き家を手放したい
- 使う予定がなく解体したい
- 空き家を買い取ってほしい
- 何をしたらいいかわからない

総合相談窓口「akisol（アキソル）」

受付時間…平日、午前9時～午後6時 ※相談無料

問合せ…株式会社ジチタイアド

akisol（アキソル）カスタマーサポート

【☎0120-772-135（フリーダイヤル）】

埼玉りそな銀行「空き家まるごと解決システム」

受付時間…平日、午前9時～午後5時 ※相談無料

問合せ…埼玉りそな銀行空き家対策グループ【☎048-835-1518】

またはお近くの支店にお問合せください

※「空き家まるごと解決システム」は、お客さまのご意向に応じて、提携企業を紹介するサービスです

※埼玉りそな銀行では、不動産仲介業務を取り扱っておりません

※提携企業へご紹介の際は、ご連絡にかかる同意書のご記入が必要です